

No. 145(2015/10)

JASRAC 私的独占事件最高裁判決

—最判平成 27 年 4 月 28 日判タ 1414 号 123 頁¹

泉 克幸（京都女子大学法学部教授）

1 はじめに

一般社団法人日本音楽著作権協会（以下、「JASRAC」という）が、独占禁止法（以下、「独禁法」ともいう）が禁止する排除型私的独占²に当たる行為を行ったかどうかについて争われていた事案において、2015 年（平成 27 年）4 月 28 日、最高裁の判断が出された。本稿ではこの最高裁判決（以下、「本件最高裁判決」ともいう）が持つ意味と、そもそも本件事案がいかなる問題を抱えているのかということを紹介するとともに、若干の検討を加えることにする（なお、本件の原告・被告人は JASRAC と競争関係にある株式会社イーライセンス、また、被告・上告人は公正取引委員会（以下、「公取委」ともいう）であり、JASRAC は参加人・上告参加人という形で関与している。本稿では分かり易さを優先し、判決に現れる他の関連団体等も含め、適宜、実名で表記する）³。

2 事案の概要

最高裁が判断の前提とし、原判決⁴が確定した事実関係等の概要は以下のとおりである。

2-1 問題となった行為

そもそも JASRAC とはどのような組織であろうか。最高裁は次のように述べている。

¹ 判決は最高裁の HP にも掲載されている。本稿では、最高裁判決を引用する際、適宜、そこに掲載された原文の頁数を明記している。

² 公正かつ自由な競争の促進を目的とする独禁法が規制する行為の 1 つに「私的独占」があり、私的独占は他の事業者を市場から排除する排除型と、他の事業者を支配する支配型とに分けられる（独禁 3 条前段、2 条 5 項）。

³ 本件最高裁判決を紹介・評釈するものとして、上杉秋則・判批・NBL1051 号 27 頁（2015 年）、村上政博・判批・国際商事法務 43 巻 6 号 795 頁・7 号 977 頁（2015 年）、根岸哲・判批・公正取引 777 号 67 頁（2015 年）、長澤哲也・判批・ジュリスト 1483 号 6 頁（2015 年）、清水知恵子・判批・ジュリスト 1483 号 83 頁（2015 年）などがある。

⁴ 東京高判平成 25 年 11 月 1 日判時 2206 号 37 頁。

「JASRACは昭和14年に設立されて著作権に関する仲介業務に関する法律2条に基づく内務大臣の許可を受け、我が国における唯一の管理事業者として音楽著作権管理事業を営んできたところ⁵、平成13年10月に著作権等管理事業法が施行されて以降は、同法3条に基づく文化庁長官の登録を受けたものとみなされ（同法附則3条1項）、管理委託契約約款及び使用料規程を文化庁長官に届け出て音楽著作権管理事業を継続している」（判決文2頁）。最高裁はさらに続けて、「音楽著作権管理事業は、管理事業者が、著作者や音楽著作権を有する音楽出版社等（以下『著作者等』という）との間で管理委託契約（著作権等管理事業法2条1項）を締結して音楽著作権の管理の委託を受けるとともに、その管理に係る音楽著作物（以下『管理楽曲』という）につきその利用を希望する者との間で利用許諾契約を締結してその利用を許諾し、その契約に定められた使用料を徴収して著作者等に分配することを内容として行われるものである（同条2項参照）。そして、音楽著作権管理事業に係る市場は管理委託に関するものと利用許諾に関するものと大別されるところ、後者の市場における上記のような管理楽曲の利用には、放送事業者による管理楽曲の放送（放送のための複製等を含む）への利用（以下『放送利用』という）が含まれる」（判決文2頁）、と述べる。

ある行為が排除型私的独占と認定されるには、①他の事業者の事業活動を排除すること、②公共の利益に反すること、③一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、が要件となる（独禁2条5項）。③にいう「一定の取引分野」とはいわゆる「市場」を意味し、競争が行われる場として観念されるものであるが、最高裁は音楽著作権管理事業には、イ）著作権者から管理の委託を受ける著作権の獲得競争が行われる市場と、ロ）管理の委託を受けた著作権の利用の許諾競争が行われる市場があるところ、本件で問題視し取り上げるのは後者ロ）のうち、放送事業者による管理楽曲の放送利用に係る利用許諾に関するものであり、これを「本件市場」と呼んでいる⁶。

最高裁は、放送事業者による音楽著作物の利用については特殊な事情が存在し、そのためJASRACは特別の許諾方法と徴収方法を採用していることを指摘する。すなわち、「放送事業者によるテレビやラジオの放送では膨大な数の楽曲が日常的に利用されることから、放送事業者とJASRACとの間では、JASRACの管理楽曲の全てについてその利用を包括的に許諾する利用許諾契約が締結されているところ、このような包括的な許諾（以下『包括許諾』という）による利用許諾契約において定められる放送利用に係る使用料（以下『放

⁵ 最高裁は、音楽著作物の著作権（以下、「音楽著作権」）を有する者から委託を受けて音楽著作物の利用許諾等の音楽著作権の管理を行う事業者を「管理事業者」と、また、その管理を内容とする事業を「音楽著作権管理事業」と呼んでいる。著作権の仲介に関する仲介業務に関する法律（通称「仲介業務法」）の規定上はJASRACに対して独占的地位を保証するものではないが、同法の設立の経緯および同法を所管する文化庁の方針により、JASRACは唯一の音楽著作権管理事業者として活動してきた（泉克幸「知的財産権と独禁法(2)——著作権と独禁法」日本経済法学会編『独禁法の理論と展開〔1〕』（三省堂、2002年）187頁、193頁注13参照）。なお、仲介業務法が対象としていた著作権は音楽著作物に係るもの以外に小説、脚本に限定されていたが、著作権等管理事業法にあっては全ての著作物の著作権に拡大され、さらには著作隣接権も対象となっている（管理1条）。

⁶ このように、管理事業者は著作権の獲得市場と許諾市場との2つの市場において競争を行っているが、両市場はそれぞれ独立しているのではなく、管理する著作権の数が増えれば許諾競争において有利になり、許諾の実績が上昇すれば著作権を委託する著作者の数も増えるという相関関係がある（このような関係にある市場は「二面市場」と呼ばれることがある）。

送使用料』という)の徴収方法としては、一般に、1曲1回ごとの料金として定められる金額(以下『単位使用料』という)に管理楽曲の利用数を乗じて得られる金額による放送使用料の徴収(以下『個別徴収』という)と、単位使用料の定めによることなく包括的に定められる金額(例えば年間の定額又は定率による金額など)による放送使用料の徴収(以下『包括徴収』という)がある(判決文3頁)。JASRACの放送使用料の徴収方法については使用料規程において定められているが、それによれば、年間の包括許諾による利用許諾契約が締結される場合には包括徴収によることとされ、それ以外の場合には個別徴収によることとされている。この包括徴収の具体的内容というのは、「①NHK及び地上波放送を行う一般の放送事業者については、当該年度の前年度における放送事業収入に所定の率を乗じて得られる金額を当該年度の放送使用料とし、②衛星放送を行う一般の放送事業者については、当該年度の前年度における衛星放送の当該チャンネルの放送事業収入(その算定ができない場合は、その全てのチャンネルの放送事業収入)に所定の率を乗じて得られる金額(これが所定の金額を下回るときは、その所定の金額)を当該年度の放送使用料とするというもの(判決文3-4頁)であり、判決はこのような「年度ごとの放送事業収入に所定の率を乗じて得られる金額又は所定の金額による放送使用料の徴収」を「本件包括徴収」と呼んでいる。これに対し、包括徴収ではなく個別徴収を選択した場合には、上記使用料規程に従えば、「年間の放送使用料の総額が本件包括徴収による場合に比して著しく多額になるため、ほとんど全ての放送事業者は、参加人との間で年間の包括許諾及び本件包括徴収による利用許諾契約を締結している(判決文4頁)。この、「JASRACがほとんど全ての放送事業者との間で本件包括徴収による利用許諾契約を締結しこれに基づく放送使用料の徴収をする行為」が本件で問題となった行為であり、「本件行為」と称されている。

2-2 市場の状況

最高裁は、音楽著作権の管理事業における市場の状況についても指摘を行っている。まず、当該市場への参入の状況である。上述したように、平成13年10月、仲介業務法から著作権等管理事業法(以下、「管理事業法」という)への移行に伴い、管理事業への参入を許可制から登録制(管理3条)へと、また、使用料規程についても認可制から届出制(同13条)へと規制が緩やかなものとなった。しかしながら、「イーライセンスを含む4社が同法3条に基づく文化庁長官の登録を受け、インタラクティブ配信(インターネット等を用いた楽曲の公衆送信をいい、そのための複製を含む。以下同じ)やコンパクトディスク、ビデオグラム等の録音への利用につき音楽著作権管理事業を開始したが、上記の許可制から登録制への移行後も、JASRACが大部分の音楽著作権について管理の委託を受けている状況は継続している(判決文4頁)。また、「本件市場において放送使用料の収入を得て事業を行っていた管理事業者は、イーライセンスが…平成18年10月に…参入するまでは、JASRACのみであった(同)。

次に、最高裁は、音楽著作権管理事業市場への新規参入業者でありJASRACの競争業者であるイーライセンスの活動状況についても次のとおり、認定を行っている。「イーライセンスは…NHKや民放連との間で、イーライセンスの管理楽曲の放送利用についてその許諾方法を包括許諾とし放送使用料の徴収方法を個別徴収とする旨をそれぞれ合意し、平成18年10月1日から放送利用に係る利用許諾の業務を開始した。その開始に先立ち、イーラ

イセンスは、同年9月末頃、音楽コンテンツの制作等に伴い音楽著作権を保有しているエイベックス及びその子会社（以下『エイベックス・グループ』という）との間で音楽著作権の管理委託契約を締結した。しかし、上記管理委託契約によりイーライセンスが管理の委託を受けた60曲の楽曲の中には放送利用の需要が見込まれる著名な歌手の楽曲も含まれていたにもかかわらず、首都圏のFMラジオ局を含む相当数の放送事業者がイーライセンスの管理楽曲の利用を回避し又は回避しようとするなど、上記の委託に係る楽曲の放送利用の利用実績が上がらなかったため、エイベックス・グループは、平成18年12月、イーライセンスとの上記管理委託契約を解約した。その後、イーライセンスの管理楽曲の数は、平成19年3月末時点の184曲から同20年3月末時点の1566曲へと増加しているものの、イーライセンスがその管理楽曲の放送利用をした放送事業者から徴収した放送使用料の額は、同18年において6万6567円、同19年において7万5640円にとどまっている」（判決文4-5頁）。

2-3 本件最高裁判決に至る経緯

公取委は、JASRACの前記「本件行為」が本件市場における他の管理事業者の事業活動を排除するものであり排除型私的独占に該当するとして、独禁法7条1項に基づき排除措置を命じた（「本件排除措置命令」）⁷。本件排除措置命令の内容は、概ね次のようなものである；放送事業者から徴収する放送使用料の算定において当該放送事業者が放送番組に利用した音楽著作物の総数に占めるJASRACの管理楽曲の割合（以下「放送利用割合」という）が当該放送使用料に反映されない方法を採用することにより当該放送事業者が他の管理事業者にも放送使用料を支払う場合にはその負担に係る放送使用料の総額がその分だけ増加することとなるようにしている行為を取りやめるべきこと。

JASRACは本件排除措置命令を不服として、平成25年改正前の独禁法49条6項に基づき審判を請求した⁸。審判では、JASRACによる「本件行為」が、私的独占の定義規定である独禁法2条5項における「他の意業者の事業活動を排除」する行為に該当するかが争点となった。審決は排除型私的独占に関する最高裁判例であるNTT東日本事件判決⁹を引用した上で、このことは、本件行為が放送利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果の有無によって決せられる旨を述べたのに続け、本件行為にはそうした排除効果を有することを認めるに足りる証拠はないとの判断を行い、本件排除措置命令を取消す審決をした（「本件審決」）¹⁰。このように、公取委が自らの判断を逆転させ、違反事実なし審決を下すことは極めて珍しく、平成6年のエレベータ保守料金カルテル事件¹¹以来のことであった。本件審決については、公取委が下した排除措置命

⁷ 公取委排除措置命令平成21年2月27日審決集55巻712頁。

⁸ 公取委の行う審判手続は、排除措置命令や課徴金納付命令に対して公取委自身が行う再審査として位置付けられていたものであるが、行政処分を行った公取委が、自ら当該行政処分の適否を判断することは公正さに欠けるといった経済界からの強い批判等を背景に、平成25年改正（平成25年法律第100号）によって廃止されることとなった（改正法は2015年4月1日より施行されている）。従って、今後は、排除措置命令に不服がある者は東京地方裁判所に抗告訴訟を提起することになる（独禁86条）。

⁹ 最判平成22年12月17日民集64巻8号2067頁。

¹⁰ 公取委審決平成24年6月12日審決集59巻（第1分冊）59頁。

¹¹ 公取委平成6年7月28日審決集41巻46頁。ちなみに、本エレベータ保守料金事件以前の「違反事実

令の是非を公取委自身が判断するという審判制度に対する批判・不信感に鑑みれば¹²、審査官と被審人とが主張をぶつけ合い、証拠を提出することで互いに攻撃と防禦を繰り返すという審判手続本来の姿が実現されたものであり、審判制度が健全に機能していることの証左であるとの評価もできようが、学説においては、「排除効果」の解釈が誤っているとの批判を中心に、本件審決を疑問視する主張も有力に唱えられていた¹³。

放送局との間で管理楽曲の利用許諾契約の締結を試みたが上手くいかなかったイーライセンスは、本件審決に対して審決取消訴訟を提起した。JASRACは行政事件訴訟法22条1項の規定に基づき、訴訟参加した¹⁴。本審決取消訴訟については、そもそも審決の当事者ではないイーライセンスに原告適格が認められるかという、いわば入口段階での問題もあったが、東京高裁はこれを肯定した上で、上記の争点について、本件行為は排除効果を有するものと認められるから、この点が認められないことを理由に本件行為が排除型私的独占に該当しないとした本件審決の認定・判断は誤っているとして、本件審決を取り消す判決を下した（「原判決」）¹⁵。原判決に対し公取委は上告受理を申し立てた¹⁶。最高裁は本件を上告審として受理し、独禁法2条5項の解釈適用の誤りという点のみ取り上げる旨の決定をした¹⁷。

3 本件最高裁判決

3-1 判断基準

なし審決」となると、鐘淵紡績事件（昭和40年5月20日審決集13巻18頁）まで遡る。

¹² 前掲注（8）参照。

¹³ 根岸哲・本件審決批評・NBL991号58頁（2012年）、上杉秋則・本件審決批評・NBL983号28頁（2012年）、土田和博・本件審決批評・速報判例解説（法セミ増刊）14号223頁（2013年）など。

¹⁴ 行政事件訴訟法22条1項は、「第三者の訴訟参加」について次のように規定する；「裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもって、その第三者を訴訟に参加させることができる」。

¹⁵ 前掲注（4）。

¹⁶ なお、JASRACも公取委に続いて上告および上告受理を申し立てたが、上告については棄却され（最決平成27年4月14日（平成26年（行ツ）第67号））、上告受理の申立てについては、公取委が既に上告受理を申し立てており二重上告受理の申立てにあたるとして不受理の決定がなされている（最決平成27年4月14日（平成26年（行ヒ）第74号））。

¹⁷ 最決平成27年4月14日（平成26年（行ヒ）第75号）。最高裁は、上告受理申立て理由のうち、独禁法2条5項の解釈適用の誤りをいう部分以外の部分は、いずれも重要ではないとしてこれを排除した。排除された理由の中には、①本件審決の名宛人でないイーライセンスは本件審決の取消しを求める訴訟の原告適格を有しないこと、②公取委の認定した原判決の判断は実質的証拠法則に違反するものであること、の2点が含まれていた。この点に関し、最高裁調査官の手による解説では次のように述べられている。「平成25年法律第100号による独占禁止法の改正により、公正取引委員会の審判制度が廃止され（改正法の施行日〔平成27年4月1日〕において既に手続が開始されている事件〔本件はこれに当たる〕については改正前の規定が適用されるが、それ以外の事件については改正後の規定が適用され、公正取引委員会の審判を経ずに排除措置命令等の取消訴訟が東京地裁に提起されることとなる〔上記改正後の85条1号〕）、審判制度を前提とする実質的証拠法則（上記改正前の80条）も廃止されたことなどに照らし、上記①及び②の論点については、最高裁としての判断を示すことが必要あるいは相当ではないとして排除されたものであろう（実質的証拠法則違反の有無のみならず、原告適格の有無についても、上記改正前の排除措置命令及び審判の制度を前提として判断されるものであることなどが考慮されて、上告受理決定において排除されたものと解される）」（清水・前掲注（3）84頁）。

本件最高裁も、「本件行為が独禁法2条5項にいう『他の事業者の事業活動を排除』する行為に該当するか否かは、本件行為につき、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にするなどの効果を有するものといえるか否かによって決すべきものである」と述べ、前記NTT東日本事件最高裁判決を引いている（判決文6頁）。そして、「本件行為が上記の効果を有するものといえるか否かについては、本件市場を含む音楽著作権管理事業に係る市場の状況、参加人〔JASRAC〕及び他の管理事業者の上記市場における地位及び競争条件の差異、放送利用における音楽著作物の特性、本件行為の態様や継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断されるべきものと解される」との考え方を示し、判断基準の一般的枠組みを明らかにした。

3-2 具体的判断

(1) 上記判断基準のうち、概ね、「本件市場を含む音楽著作権管理事業に係る市場の状況、JASRAC 及び他の管理事業者の上記市場における地位及び競争条件の差異、放送利用における音楽著作物の特性」について最高裁は、以下のとおりの認定を行った。

「JASRAC は、著作権等管理事業法の施行による音楽著作権管理事業の許可制から登録制への移行の時点で既にその管理委託及び利用許諾の各市場において事実上の独占状態にあったものである。そして、音楽著作権の管理においては、一般に管理楽曲に係る利用許諾や不正利用の監視、使用料の徴収や分配等を行うために多額の費用を要することなどから、他の管理事業者による上記各市場への参入は相応の困難を伴うものであり、上記の許可制から登録制への移行後も、JASRAC が大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けている状況は継続していたものである。このことに加え、放送利用においては膨大な数の楽曲が日常的に利用されるものであることから、本件市場では、放送事業者にとって、上記のように大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けている JASRAC との間で包括許諾による利用許諾契約を締結することなく他の管理事業者との間でのみ利用許諾契約を締結することはおよそ想定し難い状況にあったものといえる。

また、本件市場に新規に参入する他の管理事業者は自らの管理楽曲の個性を活かして供給の差別化を図るなどの方法によって既存の管理事業者と競争することとなるところ、放送事業者による放送番組に利用する楽曲の選択においては、当該放送番組の目的や内容等の諸条件との関係で特定の楽曲の利用が必要とされる例外的な場合を除き、上記の諸条件を勘案して当該放送番組に適する複数の楽曲の中から選択されるのが通常であるということができ、このような意味において、楽曲は放送利用において基本的に代替的な性格を有するものといえる」（判決文6-7頁）。

(2) 続いて最高裁は、「本件行為の態様や継続期間」に関して、以下のような理解を示した。

「本件行為は、JASRAC がほとんど全ての放送事業者との間で年度ごとの放送事業収入に所定の率を乗じて得られる金額又は所定の金額を放送使用料とする本件包括徴収による利用許諾契約を締結しこれに基づく放送使用料の徴収をするというものであるところ、このような内容の利用許諾契約が締結されることにより、放送使用料の金額の算定に管理楽曲の放送利用割合が反映される余地はなくなるため、放送事業者において、他の管理事業者の管理楽曲を有料で利用する場合には、本件包括徴収による利用許諾契約に基づき参加

人に対して支払う放送使用料とは別に追加の放送使用料の負担が生ずることとなり、利用した楽曲全体につき支払うべき放送使用料の総額が増加することとなる。

そうすると…放送事業者にとって JASRAC との間で包括許諾による利用許諾契約を締結しないことがおよそ想定し難いことに加え、楽曲が放送利用において基本的に代替的な性格を有するものであることにも照らせば、放送事業者としては、当該放送番組に適する複数の楽曲の中に参加人の管理楽曲が含まれていれば、経済合理性の観点から上記のような放送使用料の追加負担が生じない JASRAC の管理楽曲を選択することとなるものということができ、これにより放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用は抑制されるものということができる。そして、JASRAC は、上記のとおりほとんど全ての放送事業者との間で本件包括徴収による利用許諾契約を締結しているのであるから、本件行為により他の管理事業者の管理楽曲の利用が抑制される範囲はほとんど全ての放送事業者に及ぶこととなり、その継続期間も、著作権等管理事業法の施行から本件排除措置命令がされるまで7年余に及んでいる。このように本件行為が他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであることは、前記…のとおり、相当数の放送事業者においてイーライセンスの管理楽曲の利用を回避し又は回避しようとする行動が見られ、イーライセンスが放送事業者から徴収した放送使用料の金額も僅少なものとどまっていることなどからもうかがわれるものということができる」（判決文7－8頁）。

3-3 本件行為の評価

最高裁は、上記3-2（1）および（2）に鑑みれば、「JASRAC の本件行為は、本件市場において、音楽著作権管理事業の許可制から登録制への移行後も大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けている JASRAC との間で包括許諾による利用許諾契約を締結しないことが放送事業者にとっておよそ想定し難い状況の下で、JASRAC の管理楽曲の利用許諾に係る放送使用料についてその金額の算定に放送利用割合が反映されない徴収方法を採用することにより、放送事業者が他の管理事業者に放送使用料を支払うとその負担すべき放送使用料の総額が増加するため、楽曲の放送利用における基本的に代替的な性格もあいまって、放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであり、その抑制の範囲がほとんど全ての放送事業者に及び、その継続期間も相当の長期間にわたるものであることなどに照らせば、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有するものというべきである」（下線筆者）と判示し、原判決の判断を支持した（判決文8－9頁）。

4 解説

4-1 本件最高裁判決の意義

本件は JASRAC の「本件行為」、すなわち、「ほとんど全ての放送事業者との間で本件包括徴収による利用許諾契約を締結しこれに基づく放送使用料の徴収をする行為」が、独禁法2条5項が定める排除型私的独占に当たるかが争われている事案である。独禁法2条5項は私的独占を、「事業者が単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限する

ことをいう」と定める。この定義から分かるように、排除型私的独占の成立要件は、①事業者が他の事業者の事業活動を排除すること（以下、「排除行為」という）、②公共の利益に反すること、③一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、と整理できる¹⁸。

公取委は、本件行為が2条5項に該当するとして排除措置命令を行ったが（「本件排除措置命令」）、JASRACの不服申立てにより開始された審判手続において、一転してこれを取り消すとの審決を行った（「本件審決」）。本件取消審決に対して、今度は「本件市場」（＝放送事業者による管理楽曲の放送利用に係る利用許諾に関する市場）においてJASRACの競争業者であるイーライセンスが異議を唱えて審決取消訴訟を提起し、原審である東京高裁はこれを認め、本件審決を取り消す判決を下した（「原判決」）。原判決が本件審決を取り消したのは2条5項の解釈、特に上記①の「排除行為」に関する判断が原判決と本件審決とでは異なっていたことが主たる理由であるといえることができる。

すなわち、本件審決では、「本件行為は、放送事業者がJASRAC以外の管理事業者の管理楽曲を利用することを抑制する効果を有し、競争者の新規参入について消極的な要因となることは認められ、JASRACが管理事業法の施行後も本件行為を継続したことにより、新規参入業者が現れなかったことが疑われるものの、本件行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは、なお困難である」として、本件行為は排除型私的独占には該当しないとの考え方が示されている。これに対し原判決は、「JASRACの本件行為が、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、競争者の参入を著しく困難にするなどの効果（排除効果）を有するか否かは、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における市場の構造、同市場における参加人及び原告の地位、音楽著作物の特性、著作権者から音楽著作権の管理の委託を受けることを競う管理委託分野等との関連性等の諸事情を、総合的に考慮して判断すべきである」と述べて判断の枠組みを示した上で、各考慮要因につき本件事案との関係で検討を行った。そして、その結論として「JASRACの本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、原告の事業活動の継続や新規参入を著しく困難にしたと認められ、本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有する行為であると認められる」と判示したのである。

本件審決、原判決の排除行為の判断における枠組と考慮要因はほぼ共通している。さらには、本件審決でも、本件行為が放送事業者にJASRAC以外の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制したり、新規参入業者が現れなかったことは認めているのであり、この点も原判決と同様の判断といってよいと思われる。本件審決では、審査官が「イーライセンスが…放送等利用に係る事業を開始するに際し、JASRACの本件行為が実際にイーライセンスの管理事業を困難にし、イーライセンスの参入を具体的に排除した等として、それを根拠に本件行為に排除効果があったと主張」（強調筆者）したが、本件行為がJASRAC以外の管理事業者の管理楽曲を利用することを抑制する効果を有しており、本件行為の継続によって新規参入業者が現れなかったことが疑われると認めつつも、排除効果を認定しなかった本件審決の上記考え方は、この審査官の主張の成否として判断されたものである¹⁹。本件審

¹⁸ このうち、①は行為要件、③は市場効果要件（あるいは単に「市場要件」）と称され区別されるが、両要件は評価する内容や基準の点で実際にはかなり重なっており、本件でもその傾向は見られる。

¹⁹ この点も含め、本件審決には審査官の主張の成否のみに限定して検討したという問題が存在しており、

決の考え方によれば、排除効果の要件が充足されるためには、放送事業者がイーライセンスとの管理委託契約を本件行為が新規参入を困難にする効果をもつことを疑わせるだけでは不十分であり、実際にイーライセンスの管理事業を困難にし、イーライセンスの参入を具体的に排除することが必要ということになる。

しかしながら、このような本件審決の考え方は従来の判例および公取委の実務とは異なるものである。まず、NTT 東日本事件最高裁判決の事案は、電気通信事業者である NTT 東日本がインターネットのブロードバンドサービスの1つである FTTH サービスを提供する際に、ユーザー料金の設定を、同社の設備（加入者光ファイバ設備）に他の電気通信事業者が接続するときの料金を下回るようにした行為が排除型私的独占に該当するかどうか争われたものである。本件では、NTT 東日本の競争業者として東京電力および有線ブロードネットワークが存在していた。最高裁は NTT 東日本の行為の評価として、「自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、当該競争業者の FTTH サービス市場への参入を著しく困難にする効果を持つものといえるから、同市場における排除行為に該当するというべきである」と判示したが、前述の2社および潜在的な競争業者の事業が実際に困難になったり、当該市場への参入が具体的に排除されたわけではない。

NTT 東日本事件の他に、排除型私的独占が認められた具体的事例としてはニプロ事件²⁰、インテル事件²¹などがある。ニプロ事件では、被審人ニプロが、アンプル用生地管の販売先であるナイガイに対して、①ナイガイのみ取引条件の変更（公定価格までの値上げ、手形サイトの短縮、特別値引きの全廃、担保の差し入れまたは現金決済）の申入れ、②ナイガイに対する輸入生地管と同品種の日本電気硝子製生地管の受注拒否、を行ったことが問題となった。日本電気板硝子は国内唯一の生地管業者であり、西日本地区の生地管を全てニプロに供給し、ニプロはナイガイおよびその他のアンプル加工販売業者に生地管を販売していた。ナイガイはニプロ以外に、外国の製造業者からも生地管を購入していた。本件では、ニプロがナイガイグループ（ナイガイおよび内外硝子）の輸入生地管の拡大等を牽制し、これに対して制裁を加える目的で上記行為を行ったことが排除型私的独占に当たるとされた。審決では、「ニプロの本件行為は…西日本地区における生地管の供給市場において支配的地位（需要者であるアンプル加工業者にとって日本電気硝子製生地管の仕入れが必要不可欠である市場において当該生地管の供給を独占する地位）を占めるニプロが、ナイガイグループの行う生地管輸入の排除の意図・目的をもって、ナイガイグループの輸入生地管に係る事業活動を排除し、また、他のアンプル加工業者に輸入生地管を取り扱うことを萎縮させ、ひいてはニプロの競争者の事業活動を排除する蓋然性の極めて高いものであり、独占禁止法第2条第5項の『他の事業者の事業活動を排除する』行為に該当するものというべきである」と判断されている。

インテル事件は、インテルが、同社製の CPU を国内パソコンメーカー5社に販売するに

審判手続は厳格な意味での弁論主義は妥当しないのであるから、「審判官は、本件審判手続において、本来、審査官の主張に限定されることなく、排除型私的独占の排除行為該当性の要件に係る解釈の先例に従い、自ら、当該要件の存在を認定するのに必要な事実の探知および証拠調べを行うことができ、また、そうすることが要請されていたものと解される」との指摘がある（根岸・前掲注（13）62頁）。

²⁰ 審判審決平成18年6月5日審決集53巻195頁。

²¹ 勧告審決平成17年4月13日審決集52巻341頁。

際して、①競争事業者製の CPU を採用しないこと、②競争事業者製の CPU の割合を 10% 以下に抑えること等のいずれかを条件として、インテル製 CPU に係る割戻または資金提供を行うことを約束することが問題となった事例である。CPU の製造市場では、AMD およびトランスメタがインテルの競争事業者として活動していた。本件では、インテルの上記行為の評価として「インテルは…5社に対する CPU の販売に係る競争事業者の事業活動を排除することにより…国内パソコンメーカー向けの CPU の販売分野における競争を実質的に制限しているものであって、これは、独占禁止法第 2 条第 5 項に規定する私的独占に該当」とされた。

ニプロ事件、インテル事件ともライバル会社の事業活動が実際に困難になったり、新規参入が具体的に排除されたわけではないが排除行為該当性が肯定されている。さらに、ニプロ、インテル両事件を含め、従来の排除型私的独占の事例を分析・検討した上で公取委が作成・公表した排除型私的独占ガイドライン²²においても、以下のような理解が示されている。「事業者の行為が排除行為に該当するためには、他の事業者の事業活動が市場から完全に駆逐されたり、新規参入が完全に阻止されたりする結果が現実に発生していることまでが必要とされるわけではない。すなわち、他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為は、排除行為に該当する。事業者が市場等の状況から事業経営上必要であると判断した行為であっても、そのことをもって排除行為に該当しなくなるわけではない」（強調筆者）（ガイドライン第 2・1（1））。

3-1 でみたように、本件最高裁判決は本件行為が排除効果を有するか否かは、「本件市場を含む音楽著作権管理事業に係る市場の状況、参加人〔JASRAC〕及び他の管理事業者の上記市場における地位及び競争条件の差異、放送利用における音楽著作物の特性、本件行為の態様や継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断されるべき」との一般基準を提示し、同基準を本件事案に当てはめた上で、3-3 で示したように「他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有する」との結論を導いている。このように、本件最高裁判決は、排除型私的独占の排除行為に関する解釈について、判例や公取委実務が従来とっていた考え方とは異なる考え方を示していた本件審決を否定し、従来の考え方（直接的には、本件最高裁判決は NTT 東日本事件最高裁判決を引用している）を踏襲した原判決を支持したものであるとすることができる²³。

4-2 今後の予想される争点

本件最高裁判決により本件審決を取り消した原判決が確定し、公取委において審判が開始されることとなる（「取消し後の審判」）²⁴。取消し後の審判では主として、本件行為が

²² 公取委「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（2009年10月）。

²³ 根岸・前掲注（3）70頁も、「本件最高裁判決は、従来から公取委が採用してきた『排除行為』の解釈方針に支持を与え、従来の解釈方針から逸脱した解釈方針を示した本件審決を否定したものとみることができる。本件東京高裁判決は、本件審決の『排除行為』に係る事実認定が実質的証拠に欠けるとして本件審決を取り消したのであるが、本件の争点は…『排除行為』の事実認定ではなく、『排除行為』の解釈にあったものとみるべきである」と、本件最高裁判決を評価している。

²⁴ JASRAC は、2015年6月16日付けで、公取委から審判手続の再開に係る決定書の謄本の送達を受けた

排除型私的独占に該当するかどうかを判断する「排除効果」以外の要件、すなわち、①人為性を有するか、②公共の利益に反するか、③一定の取引分野における競争を実質的に制限するか、の3点につき争われることとなる²⁵。

①の人為性については、本件最高裁判決がNTT東日本事件最高裁判決を引き明示しており、「排除行為」に該当するには「人為性」と「排除効果」の2つの要件を充足する必要があるところ、本件最高裁判決が本件行為には排除効果が認められると判断したため、取消し後の審決で争点となるものである²⁶。もっとも、本件最高裁判決は人為性の要件に関して、判決の最後において次のように述べている。「大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けているJASRACとの間で包括許諾による利用許諾契約を締結しないことが放送事業者にとっておよそ想定し難い状況の下で、JASRACは、前記…のとおり、その使用料規程において、放送事業者のJASRACとの利用許諾契約の締結において個別徴収が選択される場合にはその年間の放送使用料の総額が包括徴収による場合に比して著しく多額となるような高額な単位使用料を定め、これによりほとんど全ての放送事業者が包括徴収による利用許諾契約の締結を余儀なくされて徴収方法の選択を事実上制限される状況を生じさせるとともに、その包括徴収の内容につき、放送使用料の金額の算定に管理楽曲の放送利用割合が反映されない本件包括徴収とするものと定めることによって、前記…のとおり、放送使用料の追加負担によって放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用を相当の長期間にわたり継続的に抑制したものと見える。このような放送使用料及びその徴収方法の定めの内容並びにこれらによって上記の選択の制限や利用の抑制が惹起される仕組みの在り方等に照らせば、JASRACの本件行為は、別異に解すべき特段の事情のない限り、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものと解するのが相当である」（判決文9-10頁）。

排除効果の有無についてのみ争われた本件最高裁判決において、傍論とはいえ、最高裁がその考えを明らかにするのは通常のこととはいえない。この点について調査官解説は、「①人為性が排除効果と密接な関係を持つ要件であり、排除行為の典型とされる行為（例えば、公正取引委員会の定めるガイドライン『排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針』にいう抱き合わせ、供給拒絶・差別的取扱い、排他的取引等）については排除効果と人為性とが一体的に判断される場合も少なくないこと、②本件行為に係る人為性の有無についても、その判断の基礎となる事情は本判決中に示された事実関係等において既に顕れており、取消し後の審判におけるさらなる審理を経ずに法的判断を示すことが可能であったこ

旨、ホームページにおいて発表している。その後、取消し後の審判は実際に開始されており、本稿執筆の現時点（2015年10月4日）において、第15回の審判が同年10月19日に開廷されることが公取委HPで案内されている。

²⁵ 本件最高裁判決も、「本件審決の取消し後の審判においては、独占禁止法2条5項にいう『他の事業者の事業活動を排除』することという要件の該当性につき上記特段の事情の有無を検討の上、上記要件の該当性が認められる場合には、本件行為が同項にいう『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』ものに該当するか否かなど、同項の他の要件の該当性が審理の対象になるものと解される」（判決文10頁）と述べる（「特段の事情」については本文において後述する）。

²⁶ 長澤・前掲注（3）7頁は、排除効果はJASRACの競争者（＝他の管理事業者）に対して与える影響を、人為性はJASRACによる行為の相手方（＝放送事業者）に対する影響をそれぞれ評価するものである旨を述べ、両要件の違いを説明する。

となどの理由によるものと考えられる」²⁷と述べている。また、本件最高裁判決の上記の説示における「別異に解すべき特段の事情のない限り」との留保は、「取消し後の審判において当事者が人為性の有無につき反論する機会を確保するという配慮に基づくもの」²⁸と説明されている。特段の事情の具体的内容について本件最高裁判決は何も述べていないが、本件審決において JASRAC は、放送等使用料の包括徴収は合理性と効率性と有することから本件行為は人為性を有しない旨の主張を行っており、取消し後の審判でも再度、この主張を試みる可能性がある。

ところで、包括徴収の合理性・効率性に関する主張は「人為性」における「特段の事情」としてだけではなく、「公共の利益」および「競争の実質的制限」の要件との関係でも分析・検討され得る。通説的見解は「公共の利益」を自由競争経済秩序の維持を意味すると解するが、たとえその場合であっても、問題となる行為を形式的にはではなく実質的に評価するのであって、それゆえ、正当な価格競争の結果としての競争者の「排除」は違法とはならないといった理解を示す。判例²⁹も、「公共の利益」とは原則として自由競争経済秩序という独禁法の直接の保護法益を指すものの、当該行為が形式的には自由競争経済秩序に反するとしても、前記直接の保護法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量した結果、「一般消費者の利益の確保・国民の民主的で健全な発達の促進」という独禁法の究極目的に反しない場合には、当該行為を独禁法違反としないとの考え方を示している。また、「公共の利益」の要件に関する判断を、「競争の実質的制限」の要件を検討する際に行う裁判例および公取委実務も現れてきている（たとえば、排除型私的独占ガイドラインでは、生産性の向上、技術革新、事業活動の効率性の向上といった要因、および、安全、健康等の消費者利益の確保に関する事情については、「競争の実質的制限」の判断要素として、その考え方が示されている³⁰）。

本件の場合も、JASRAC が本件審決において以下のような主張をしている。まず、「放送等使用料の包括徴収は、下記 3（2）のとおり、合理性と効率性を有するものであり、市場支配力を形成、維持、強化する以外に自己の利益とならない行為とはいえないから、この点からも、本件行為は、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するとはいえない」と述べ、包括徴収制度の合理性・効率性を「人為性」の要件との関係で主張している。前記にいう「下記 3（2）」とは、「競争の実質的制限」に関する JASRAC の主張部分であるが、そこでは、「放送事業者は、毎日大量の音楽著作物を利用しているが、その量（利用曲数・利用回数）を把握することは事実上困難であるところ、放送事業者にとって、包括徴収には、個別の楽曲利用を把握する必要がなく、利用楽曲の把握に要するモニタリングコストを減らすことができ、かつ、使用料が固定されているため、使用料を事前に予算化できるという利点がある」などと述べ、包括徴収は「競争促進的な使用料の徴収方法」とまで主張している（これらは「競争の実質的制限」との関係で「正当化事由」として主張されている）。また、「公共の利益」との関係においても、「大量の音楽著作物を放送番組で利用する放送事業者からみた場合、利用許諾を受ける対象たる音楽著作物

²⁷ 清水・前掲注（3）87頁。

²⁸ 清水・前掲注（3）87頁。

²⁹ 石油価格カルテル刑事事件（最判昭和 59 年 2 月 24 日刑集 38 卷 4 号 1287 頁）。

³⁰ 前掲注（22）第 3・2（2）エおよびオ。

につき効率的な管理がなされており、また、利用したいときに円滑かつ迅速に利用できることが必要である。音楽著作物の管理を管理事業者に委託する委託者からみれば、自らが著作権を有する音楽著作物が放送番組において利用され、これに対して適切な放送等使用料が支払われ、これについて適正に分配を受けられることが必要である。このような、権利者・利用者双方の利益を保護する目的にかない、音楽著作物を集中管理する際の効率的かつ合理的な方法として包括徴収が採用されているのであり、この徴収方法は、諸外国のほとんどの音楽著作物管理団体が採用しているものである」などと JASRAC は主張している。

以上のとおり、包括徴収の効率性・有効性は、取消し後の審判においても「人為性」、「競争の実質的制限（正当化事由）」、「公共の利益」の各要件との関係で主張され、検討されることが予想される。もっとも、こうした主張が認められる可能性は高くないように思われる。なぜなら、上記に紹介した効率性・有効性に関する JASRAC の主張は、一般的な包括徴収制度の特性を指摘したものに過ぎないのであって、本件で問われているのは「本件包括徴収」、すなわち、「年度ごとの放送事業収入に所定の率を乗じて得られる金額又は所定の金額による放送使用料の徴収」だからである³¹。しかも、本件包括徴収による放送の使用料を JASRAC は個別徴収を選択した場合と比べて著しく高く設定しているとの事実が認定されており、最高裁は傍論においてであるが、放送事業者の使用料支払い方法の選択を事実上制限していることを問題視している。これらのことに照らせば、JASRAC による「本件包括徴収」が効率性・有効性を有するとの主張が受け容れられる可能性は高くない³²。また、この他、本件審決等に現れた JASRAC の主張の中に包括徴収の効率性・有効性以外の有力なものは見当たらないように思われる。

取消し後の審判において、本件行為が排除型私的独占に当たるとの判断が下された場合には、排除措置の内容もまた問題となり得る。本件排除措置命令では、「放送事業者から徴収する放送等利用に係る使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用することにより、当該放送事業者が他の管理事業者にも放送使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することとなるようにしている行為を取りやめなければならないこと」を命じていた。しかし、この内容に対応しただけでは、放送事業者がイーライセンス等の他の管理事業者が管理する管理楽曲の「利用の抑制」について改善がなされるだけであり、放送事業者が本件包括徴収以外の方法で利用許諾をするという「選択の制限」の改善に資するような内容を追加することの必要性が指摘されている³³。たしかに、本件排除措置命令の内容だけでは、放送事業者が番組における音楽の利用態様を工夫することでその使用料を下げる余地

³¹ 清水・前掲注（3）86 頁も、本件最高裁判決は一般的な包括徴収についての判断ではなく、「本件包括徴収」に対する判断であることを指摘する。

³² これに対し、村上・前掲注（3）6 号 800-801 頁は、包括許諾・包括徴収方式の社会的必要性を説き、「JASRAC の本件行為は、新規参入制限効果を有しているが、適正かつ効率的な音楽著作物の管理と利用を確保するための合理的で、権利者と利用者双方にとって利益になる方法であるとして、『一定の取引分野における競争を実質的に制限すること』を充足しないものと考えられる」と述べる。しかしながら、適切性・効率性・合理性についての見解は（すべてではないものの）一般的な包括徴収に向けられたものであり、「本件包括徴収」に対しては必ずしも当てはまらないのではないかとの印象を受ける。

³³ 根岸・前掲注（3）71 頁。

を奪ってしまうことになってしまう。

また、本件行為が違法と判断されると、JASRAC には課徴金の納付が命じられる可能性も生じる³⁴。そして、その金額を巡って、審判等で争われることも予想される³⁵。

4-3 最後に

「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書——デジタルコンテンツ市場における公正かつ自由な競争環境の整備のために」³⁶が公表されたのは 2003 年 3 月のことであった。同研究会は、その報告書のサブタイトルからも窺われるように、2000 年頃からインターネット利用環境のブロードバンド化が急速に進展したことに伴って大容量のデジタルコンテンツの配信も徐々に開始され、デジタルコンテンツに係る新たな市場の形成と発展が期待されているが、そのためにはコンテンツの制作、流通、利用の各段階における公正かつ自由な取引環境の確保が必要であるとの基本認識を背景とし、公取委が設置したものである。報告書では、デジタルコンテンツ市場における公正かつ自由な競争環境の整備のために、主として競争政策の観点からどのように対応していくべきかについて検討しているが、「第 4 コンテンツに係る著作権等の管理について」の章では、その競争政策上の課題の 1 つとして「複数の著作権等管理事業者との包括契約」を挙げ、以下のような考え方を示している。「著作権等管理事業者法の実行によって、同一の分野の著作権…について複数の著作権等管理事業者が事業を行うことのできる環境が整備された。著作権管理事業分野における競争の観点からは、新規参入が可能となることによって事業者間の競争が活発になることが期待されるが、その一方、著作物の利用者の立場からは、例えば、著作権使用料を事業収入や利用場所の面積や座席数等によって一定の月額料金や年額料金を支払う、いわゆる『包括契約』のような場合には、複数の事業者が著作権等管理事業を行うことによって、利用者はそれぞれの事業者に対して包括契約に係る使用料を支払う必要が生じ、支払うべき使用料の総額が増加してしまうのではないかと指摘もある。このような考え方を背景にして、大口の利用者が複数の著作権等管理事業者との包括契約を忌避するような場合には、著作権等管理事業者法の実行により複数の著作権等管理事業者の参入が認められることとなったにもかかわらず、著作権等管理事業の分野への新規参入が行われなくなるなど、当該分野における競争阻害要因ともなり得るものであることから、複数の著作権管理事業者が存在し、活発な競争が行われていくことが利用者にとってもメリットが大きいものであることを踏まえ、複数の著作権等管理事業者の存在を前提とした取引ルールが形成されることが望ましい」。

公取委による本件排除措置命令は、本報告書におけるこのような考え方に基づいて出されたものと理解することができる。報告書は複数の管理事業者による活発な競争を目指す目標としているように思われるが、もしそうであるならば、取消し後の審判における排除措置によって、JASRAC 以外の管理事業者の参入を排除しない環境を整備するといった程

³⁴ 違反行為の是正を命じた本件排除措置命令が平成 21 年改正前の旧 70 条 6 の規定によって執行免除となり、排除措置命令が確定するまで違反行為が継続しており、そのため、本件行為に対しては 3 年分の課徴金の対象となることにつき、上杉・前掲注(3) 33-34 頁。

³⁵ 課徴金の総額は 45 億円程度になるとの指摘がある(村上・前掲注(3) 7 号 980 頁および 981 頁注 14)。

³⁶ 本報告書は、現時点において以下の URL より入手可能である。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/247419/www.jftc.go.jp/pressrelease/03.march/03033103.pdf>

度では不十分であり、管理市場のより積極的な整備を競争政策の観点から行うことが必要となろう³⁷。このことは独禁法を通じても部分的には達成可能であるが、対処療法のうらみがあり、限界がある。また、管理事業法も、使用料額の水準に対する影響力が大きい管理事業者を指定管理事業者として指定し（JASRAC も当然指定されている）、利用者の利益を代表すると認められる利用者代表から使用料規定に関する協議の求めがあった場合には、当該協議に応じる義務を課し（管理 23 条 1 項・2 項）、さらに、指定管理事業者がこの協議に応じない場合等には文化庁長官が協議の開始や再開を命じたり（同条 4 項）、裁定を行うことも可能としているが（同 24 条）、上記目標の実現には不十分である³⁸。管理市場を競争的に整備するには、当該市場において有力な地位にある JASRAC 自体に対する規制も含め、管理事業法の改正等による大胆な改革が必要である。その際には、文化庁と公取委が、ときにはそれぞれの立場から、ときには協働して、役割を果たすことが重要となろう。

以上

³⁷ 報道によれば、JASRAC およびイーライセンスにジャパン・ライツ・クリアランスを加えた 3 管理事業者と、NHK および日本民間放送連盟の放送局が、新たな放送使用料の徴収システムの構築を開始した（日経新聞（2015 年 5 月 25 日））。具体的な中身として、3 管理事業者は JASRAC が現在行っている包括徴収を採用し、管理事業者は各放送局が示した「全曲報告」のデータに基づき、放送局が使用する全楽曲のうち各管理事業者の管理楽曲が使われた時間の割合を算出し、これに応じて徴収金額を決定するというものである。そして、2015 年 9 月 18 日付けで、利用割合の算出に関して合意に達したことがイーライセンスのホームページ上にて発表されている。イーライセンスは今回の合意により、「放送分野における各管理事業者の管理作品の利用割合が正しく算出されるだけでなく、当社管理作品がより円滑に利用される環境が整うこととなります。また、権利者の皆様に対しましても、より精度の高い分配を実現することが可能となります」とコメントをしている。こうした方法で管理事業者間の競争が生じ、あるいは、放送事業者の支払う使用料が減ることとなるのかは不明である。

³⁸ 我が国の音楽著作権管理市場の在り方を、デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書および管理事業法に着目して論じるものとして、泉克幸「音楽著作権の管理事業と競争政策——JASRAC 私的独占事件を契機として」L & T 65 号 23 頁（2014 年）。